

法務省民二第1761号

平成18年8月1日

法 務 局 長 殿


地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

法務省民事局商事課長

租税特別措置法第79条、第81条第8項、同条第9項及び同条第10項の  
規定により登録免許税の税率の軽減措置を受けるために農林水産大臣が発行  
する証明書の様式について（依命通知）

標記の件について、別紙甲号のとおり農林水産省総合食料局長から民事局長あて  
照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知  
方取り計らい願います。



18総合第665号  
平成18年7月11日

法務省民事局長 殿

農林水産省総合食料局長

租税特別措置法第79条、第81条第8項、第9項又は第10項の規定により登録免許税の税率の軽減措置を受けるために農林水産大臣が発行する証明書の様式について（照会）

標記について、所得税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第10号）の施行に伴い、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第42条の8に規定する農林水産大臣の発行する証明書を別紙様式のとおりとしたいので、登記手続上これで差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合には、その旨貴管下法務局及び地方法務局に対し、周知方お取り計らい願います。

番 号  
平成 年 月 日

農林水産大臣

印

下記事項に係る登記は、租税特別措置法第79条第1号、第2号又は第3号の規定に該当するものであることを証明します。

記

- 1 租税特別措置法第79条の規定の適用を受ける登記
- 2 登記申請人は、卸売市場法第73条第1項の規定による認定を受けて設立された法人（又は増資をした法人）で〇〇〇〇に該当するものであること。

(注) 〇〇〇〇には、中央卸売市場の卸売業者又は地方卸売市場の卸売業者、中央卸売市場の仲卸業者又は地方卸売市場の仲卸業者のうち該当するものを記載すること。

商 号  
本 店

- 3 当該登記に係る事項は、卸売市場法第4条に規定する卸売市場整備基本方針に即して制定された中央卸売市場整備計画又は都道府県卸売市場整備計画に従って行われるものであり、同方針において定められた同法第4条第2項第4号の目標に達するものとして同法第73条第1項の認定を受けたものであること。

卸売市場法第73条第1項の認定の日 平成 年 月 日

- 4 当該登記に係る事項が、租税特別措置法第79条第1号、第2号又は第3号に掲げるものに該当し、かつ、出資等をする者が卸売市場法第73条第1項の認定を受けた者で〇〇〇〇に該当するものであること。

(注) 〇〇〇〇には、中央卸売市場の卸売業者又は地方卸売市場の卸売業者、中央卸売市場の仲卸業者又は地方卸売市場の仲卸業者のうち該当するものを記載すること。

(別紙様式第3号の記載要領)

1 記の1 登記事項の記載例

- (例1) 租税特別措置法第79条第1号の規定する〇〇株式会社の設立の登記
- (例2) 租税特別措置法第79条第1号の規定する〇〇株式会社の資本金の額の増加の登記
- (例3) 租税特別措置法第79条第2号の規定する合併による〇〇株式会社の設立の登記
- (例4) 租税特別措置法第79条第2号の規定する合併による〇〇株式会社の資本金の額の増加の登記
- (例5) 租税特別措置法第79条第3号の規定する分割による〇〇株式会社の設立の登記
- (例6) 租税特別措置法第79条第3号の規定する分割による〇〇株式会社の資本金の額の増加の登記

2 記の2

(注)

- 1 中央卸売市場の卸売業者とは、卸売市場法第15条第1項に基づく農林水産大臣の許可を受けた又は受けることが確実であるものをいう。
- 2 地方卸売市場の卸売業者とは、卸売市場法第58条第1項に基づく都道府県知事の許可を受けた又は受けることが確実であるものをいう。
- 3 中央卸売市場の仲卸業者とは、卸売市場法第33条第1項に基づく開設者の許可を受けた又は受けることが確実であるものをいう。
- 4 地方卸売市場の仲卸業者とは、当該地方卸売市場内に設置する店舗において卸売の業務を行う者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調整して販売する業務を行うものであって、当該地方卸売市場の開設者が卸売市場法第56条の規定に基づき定めた業務規程により当該業務を行うことを当該開設者に認められている又は認められることが確実であるものをいう。

3 記の4 登記事項の内容の記載例

(例1) 共同出資による新法人の設立の場合

- 〇〇株式会社(本店〇〇県〇〇市〇〇〇)、△△株式会社(本店〇〇県〇〇市〇〇〇)、・・及び□□株式会社(本店〇〇県〇〇市〇〇〇)の共同出資(出資比率は各社〇〇%)による××株式会社(資本金〇〇億円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇)の設立
- 〇〇株式会社・・・ 卸売業者又は仲卸業者(中央卸売市場、地方卸売市場)の別
- △△株式会社・・・ 卸売業者又は仲卸業者(中央卸売市場、地方卸売市場)の別
- 株式会社・・・ 卸売業者又は仲卸業者(中央卸売市場、地方卸売市場)の別

(注)

- 1 中央卸売市場の卸売業者とは、卸売市場法第15条第1項に基づき農林水産大臣の許可を受けたものであること。(例2)~(例6)において同じ。)
- 2 地方卸売市場の卸売業者とは、卸売市場法第58条第1項に基づき都道府県知事の許可を受けたものであること。(例2)~(例6)において同じ。)
- 3 中央卸売市場の仲卸業者とは、卸売市場法第33条第1項に基づき開設者の許可を受けたものであること。(例2)~(例6)において同じ。)
- 4 地方卸売市場の仲卸業者とは、当該地方卸売市場内に設置する店舗において卸売の業務を行う者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調整して販売する業務を行うものであって、当該地方卸売市場の開設者が卸売市場法第56条の規定に基づき定めた業務規程により当該業務を行うことを当該開設者に認められているものであること。(例2)~(例6)において同じ。)

(例2) 出資に基づき新たな株式を発行することによる資本金の額の増加の場合

〇〇株式会社(本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇)の出資に基づき、△△株式会社(増資前の資本金〇〇億円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇)が、新たに株式を発行することによる資本金の額の増加(増加する資本金の額〇〇億円、増資後の資本金の額〇〇億円)

〇〇株式会社・・・卸売業者又は仲卸業者(中央卸売市場、地方卸売市場)の別

△△株式会社・・・卸売業者又は仲卸業者(中央卸売市場、地方卸売市場)の別

(例3) 合併による新法人の設立の場合

〇〇株式会社(本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、資本金〇〇億円)と△△株式会社(本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、資本金〇〇億円)の合併による□□株式会社(本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、資本金〇〇億円)の設立

〇〇株式会社・・・卸売業者又は仲卸業者(中央卸売市場、地方卸売市場)の別

△△株式会社・・・卸売業者又は仲卸業者(中央卸売市場、地方卸売市場)の別

(例4) 吸収合併に伴う資本金の額の増加の場合

〇〇株式会社(本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、資本金〇〇億円)が△△株式会社(本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、資本金〇〇億円)を吸収合併し、存続会社である〇〇株式会社が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加(増加する資本金の額〇〇億円、増資後の資本金の額〇〇億円)

〇〇株式会社・・・卸売業者又は仲卸業者(中央卸売市場、地方卸売市場)の別

△△株式会社・・・卸売業者又は仲卸業者(中央卸売市場、地方卸売市場)の別

(例5) 分割による新法人の設立の場合

〇〇株式会社(本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、資本金〇〇億円)が△△株式会社(本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、資本金〇〇億円)と共同してする新設分割による□□株式会社(本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、資本金〇〇億円)の設立

〇〇株式会社・・・卸売業者又は仲卸業者(中央卸売市場、地方卸売市場)の別

△△株式会社・・・卸売業者又は仲卸業者(中央卸売市場、地方卸売市場)の別

(例6) 吸収分割に伴う資本金の額の増加の場合

〇〇株式会社(本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、資本金〇〇億円)からの吸収分割により卸売の業務を承継する△△株式会社(本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、資本金〇〇億円)が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加(増加する資本金の額〇〇億円、増資後の資本金の額〇〇億円)

〇〇株式会社・・・卸売業者又は仲卸業者(中央卸売市場、地方卸売市場)の別

△△株式会社・・・卸売業者又は仲卸業者(中央卸売市場、地方卸売市場)の別

番 号  
平成 年 月 日

農林水産大臣

印

下記事項に係る登記は、租税特別措置法第79条第4号又は第5号（又は第81条第8項、第9項又は第10項により準用される法第79条第5号）の規定に該当するものであることを証明します。

記

- 1 租税特別措置法第79条の規定の適用を受ける登記
- 2 登記申請人は、卸売市場法第73条第1項の規定による認定を受けた法人（又は当該認定を受けて設立された法人）で〇〇〇〇に該当するものであること。

(注) 〇〇〇〇には、中央卸売市場の卸売業者又は地方卸売市場の卸売業者、中央卸売市場の仲卸業者又は地方卸売市場の仲卸業者のうち該当するものを記載すること。

- (1) 譲受人（登記権利者）  
商号（名称）  
本店（主たる事務所）
- (2) 譲渡人（登記義務者）  
商号（名称）  
本店（主たる事務所）

- 3 当該登記に係る事項は、卸売市場法第4条に規定する卸売市場整備基本方針に即して制定された中央卸売市場整備計画又は都道府県卸売市場整備計画に従って行われるものであり、同方針において定められた同法第4条第2項第4号の目標に達するものとして同法第73条第1項の認定を受けたものであること。

卸売市場法第73条第1項の認定の日 平成 年 月 日

- 4 2に係る法人が分割を行った場合の当該分割の日 平成 年 月 日

- 5 当該登記に係る事項が、租税特別措置法第79条第5号（又は第81条第8項、第9項又は第10項により準用される法第79条第5号）に掲げるものに該当し、かつ、出資等をする者が卸売市場法第73条第1項の認定を受けた者で〇〇〇〇に該当するものであること。

(注) 〇〇〇〇には、中央卸売市場の卸売業者又は地方卸売市場の卸売業者、中央卸売市場の仲卸業者又は地方卸売市場の仲卸業者のうち該当するものを記載すること。

6 登記事項に係る不動産の表示

(1) 土地の場合

所	在	
地	番	
地	目	
地	積	

(2) 建物の場合

所	在			
家	屋	番	号	
種	類			
構	造			
床	面	積		

(別紙様式第4号の記載要領)

1 記の1 登記事項の記載例

- (例1) 租税特別措置法第79条第4号に規定する〇〇株式会社の設立の場合における不動産の〇〇権(所有権、賃借権等の不動産の権利の種類を明記することを要す。)の登記
- (例2) 租税特別措置法第79条第5号に規定する合併による〇〇株式会社の設立の場合における不動産の〇〇権(所有権、賃借権等の不動産の権利の種類を明記することを要す。)の移転登記
- (例3) 租税特別措置法第79条第5号に規定する合併による〇〇株式会社の資本金の額の増加の場合における不動産の〇〇権(所有権、賃借権等の不動産の権利の種類を明記することを要す。)の移転登記
- (例4) 租税特別措置法第81条第8項、第9項又は第10項により準用される法第79条第5号に規定する分割による〇〇株式会社の設立の場合における不動産の〇〇権(所有権、賃借権等の不動産の権利の種類を明記することを要す。)の移転登記
- (例5) 租税特別措置法第81条第8項、第9項又は第10項により準用される法第79条第5号に規定する分割による〇〇株式会社の資本金の額の増加の場合における不動産の〇〇権(所有権、賃借権等の不動産の権利の種類を明記することを要す。)の移転登記

2 記の2

(注)

- 1 中央卸売市場の卸売業者とは、卸売市場法第15条第1項に基づく農林水産大臣の許可を受けた又は受けることが確実であるものをいう。
- 2 地方卸売市場の卸売業者とは、卸売市場法第58条第1項に基づく都道府県知事の許可を受けた又は受けることが確実であるものをいう。
- 3 中央卸売市場の仲卸業者とは、卸売市場法第33条第1項に基づく開設者の許可を受けた又は受けることが確実であるものをいう。
- 4 地方卸売市場の仲卸業者とは、当該地方卸売市場内に設置する店舗において卸売の業務を行う者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調整して販売する業務を行うものであって、当該地方卸売市場の開設者が卸売市場法第56条の規定に基づき定めた業務規程により当該業務を行うことを当該開設者に認められている又は認められることが確実であるものをいう。

3 記の4

記の2に係る法人が新設分割又は吸収分割を行った場合には、当該分割の日を記載する。

4 記の5 登記事項の内容についての記載例

- (例1) 共同出資による新法人の設立により不動産の権利を取得した場合  
平成 年 月 日に行われた〇〇株式会社(本店〇〇県〇〇市〇〇〇〇)、△△株式会社(本店〇〇県〇〇市〇〇〇〇)、及び□□株式会社(本店〇〇県〇〇市〇〇〇〇)の共同出資により設立された××株式会社(資本金〇〇億円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇〇)への別記〇〇(土地又は建物の別を明記することを要す。)の〇〇権(所有権、賃借権等の不動産の権利の種類を明記することを要す。)の移転
- 〇〇株式会社・・・卸売業者又は仲卸業者(中央卸売市場、地方卸売市場)の別
- △△株式会社・・・卸売業者又は仲卸業者(中央卸売市場、地方卸売市場)の別
- ××株式会社・・・卸売業者又は仲卸業者(中央卸売市場、地方卸売市場)の別

- (注)1 中央卸売市場の卸売業者とは、卸売市場法第15条第1項に基づき農林水産大臣の許可を受けたものをいう。(例2)~(例5)において同じ。)
- 2 地方卸売市場の卸売業者とは、卸売市場法第58条第1項に基づき都道府県知事の許可を受けたものをいう。(例2)~(例5)において同じ。)
- 3 中央卸売市場の仲卸業者とは、卸売市場法第33条第1項に基づき開設者の許可を受けたものをいう。(例2)~(例5)において同じ。)



4 地方卸売市場の仲卸業者とは、当該地方卸売市場内に設置する店舗において卸売の業務を行う者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調整して販売する業務を行うものであって、当該地方卸売市場の開設者が卸売市場法第56条の規定に基づき定めた業務規程により当該業務を行うことを当該開設者に認められているものをいう。(例2～(例5)において同じ。)

(例2) 合併による法人の設立により不動産の権利を取得した場合  
平成 年 月 日に行われた〇〇株式会社(本店〇〇県〇〇市〇〇〇)と△△株式会社(本店〇〇県〇〇市〇〇〇)との合併により設立された□□株式会社への別記〇〇(土地又は建物の別を明記することを要す。)の〇〇権(所有権、賃借権等の不動産の権利の種類を明記することを要す。)の移転  
〇〇株式会社・・・卸売業者又は仲卸業者(中央卸売市場、地方卸売市場)の別  
△△株式会社・・・卸売業者又は仲卸業者(中央卸売市場、地方卸売市場)の別

(例3) 合併による資本金の額の増加により不動産の権利を取得した場合  
平成 年 月 日に〇〇株式会社が△△株式会社を吸収合併したことに伴う別記〇〇(土地又は建物の別を明記することを要す。)の〇〇権(所有権、賃借権等の不動産の権利の種類を明記することを要す。)の移転  
〇〇株式会社・・・卸売業者又は仲卸業者(中央卸売市場、地方卸売市場)の別  
△△株式会社・・・卸売業者又は仲卸業者(中央卸売市場、地方卸売市場)の別

(例4) 分割による法人の設立により不動産の権利を取得した場合  
平成 年 月 日に行われた〇〇株式会社(本店〇〇県〇〇市〇〇〇)が△△株式会社(本店〇〇県〇〇市〇〇〇)と共同してする新設分割により設立された□□株式会社への別記〇〇(土地又は建物の別を明記することを要す。)の〇〇権(所有権、賃借権等の不動産の権利の種類を明記することを要す。)の移転  
〇〇株式会社・・・卸売業者又は仲卸業者(中央卸売市場、地方卸売市場)の別  
△△株式会社・・・卸売業者又は仲卸業者(中央卸売市場、地方卸売市場)の別

(例5) 分割による資本金の額の増加により不動産の権利を取得した場合  
平成 年 月 日に〇〇株式会社(承継会社)と△△株式会社(分割会社)との吸収分割に伴う別記〇〇(土地又は建物の別を明記することを要す。)の〇〇権(所有権、賃借権等の不動産の権利の種類を明記することを要す。)の移転  
〇〇株式会社・・・卸売業者又は仲卸業者(中央卸売市場、地方卸売市場)の別  
△△株式会社・・・卸売業者又は仲卸業者(中央卸売市場、地方卸売市場)の別

5 記の6 登記事項に係る不動産の表示の記載  
不動産の表示の記載は、登記簿の記載と合致していることを要す。

(1) 土地の表示

- ① 所在・・・行政区画を基準とする土地の所在する場所を記載する。
- ② 地番・・・土地1筆ごとに付される番号を記載する。
- ③ 地目・・・土地の用途(田、畑、宅地等)を記載する。
- ④ 地積・・・土地の大きさ、面積(m<sup>2</sup>)を記載する。

(2) 建物の表示

- ① 所在・・・建物の敷地の表示(郡、市、区、町村、字、地番)を記載する。
- ② 家屋番号・・・建物を特定するため登記所が定めた番号を記載する。
- ③ 種類・・・建物の用途(事務所、店舗、倉庫等)を記載する。
- ④ 構造・・・主たる構成材料による表示、屋根の種類による表示、階数による区分の表示を記載する。
- ⑤ 床面積・・・建物の広さ(m<sup>2</sup>)を記載する。

法務省民二第1760号

平成18年8月1日

農林水産省総合食料局長 殿

法務省民事局長

租税特別措置法第79条、第81条第8項、同条第9項及び同条第10項の  
規定により登録免許税の税率の軽減措置を受けるために農林水産大臣が発行  
する証明書の様式について（回答）

本年7月11日付け18総合第665号をもって照会のありました標記の件につ  
いては、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。